

低所得の子育て世帯に対して 子育て世帯生活支援特別給付金を給付

児童
1人当たり
5万円

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し2種類の特別給付金を支給しています。

ひとり親世帯分

対象 次の①から③のいずれかに該当する人

- ①令和4年4月分の児童扶養手当が支給される人
- ②公的年金などを受給しており、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される人
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

申請要否・申請期限など

	対象①	対象②	対象③
支給額	児童1人当たり一律5万円		
申請要否	不要	要	
申請期限	—	令和5年2月28日(火)	
支給時期	6月下旬に支給済み	7月中旬以降順次支給	

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

対象 次の養育要件のいずれかに該当し、かつ所得要件のいずれかに該当する人

●養育要件

- ①児童手当受給者…令和4年4月分の児童手当を受給する人
- ②特別児童扶養手当受給者…令和4年4月分の特別児童扶養手当を受給する人
- ③新規児童手当受給者…令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当に係る受給資格の認定（他市町村からの転入を理由とするものなどを除く）または額の改定の認定を受けた人
- ④新規特別児童扶養手当受給者…令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の特別児童扶養手

当に係る受給資格の認定（他市町村からの転入を理由とするものなどを除く）または額の改定の認定を受けた人

- ⑤その他対象児童養育者…令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する人または令和4年4月1日以降に新たに当該児童を養育するに至った人

●所得要件

- A：令和4年度の住民税均等割が非課税の人
- B：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降に家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人

申請要否・申請期間など

養育要件	対象①		対象②		対象③		対象④		対象⑤	
所得要件	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
支給額	児童1人当たり一律5万円									
申請要否	不要	要	不要	要	不要	要	不要	要	要	要
申請期間	7月下旬～令和5年2月28日(火)									

※養育要件①～④に該当し、かつ所得要件Aに該当する人は申請不要で当給付金を支給します。詳細を記載した通知を該当者に郵送します。

※養育要件①、③に該当し、公務員の人児童手当を受給している場合は、上記表にかかわらず申請が必要です。

※子育て世帯生活支援特別給付金の「ひとり親世帯分」と「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」は、重複して受給できませんのでご注意ください。

申請・問い合わせ先

- ・こども課こども福祉係（笠懸庁舎） ☎(76) 0995
- ・大間々市民生活課福祉係（大間々庁舎） ☎(76) 1846
- ・東市民生活課市民福祉係（東支所） ☎(76) 0984